

環境活動レポート

エコアクション 21

2010/04/20

株式会社守隨本店

環境方針

株式会社守随本店は、創業以来350年にわたって日本の計量器メーカーとして活動を続けてまいりました。数年前より直接、環境改善にも取り組みを始め、生ごみ処理装置、工場廃水浄化に関する分野を開拓しつつあります。この度は、環境法規等を順守し、自社の生産活動をも含めた総合的な環境経営に取り組む決意をいたし、下記のような内容での環境改善に取り組みます。

計量システムと、ロジスティックシステムとの一体化を目指す製品開発を目指し、物流界のエネルギー効率の改善に貢献します。

環境事業として、製品販売を通して循環型社会の実現に貢献します。

電気使用、水使用、営業車運転等のあり方を見直し、省エネルギーに努めます。

廃棄物の分別を徹底し、削減・リサイクル化を図ります。

環境レポートを公表し、環境コミュニケーションに取り組みます。

平成20年9月5日

株式会社守随本店

代表取締役社長 早川静英

事業概要

事業所及び代表者名

株式会社守隨本店

代表取締役社長 早川静英

所在地

本 社 : 〒454-0059 愛知県名古屋市中川区福川町 3-1

東京営業所 : 〒134-0088 東京都江戸川区西葛西 5-11-11 司ビル 3 階

環境責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者 早川静英

担当者 大貫 渡

連絡先

本 社

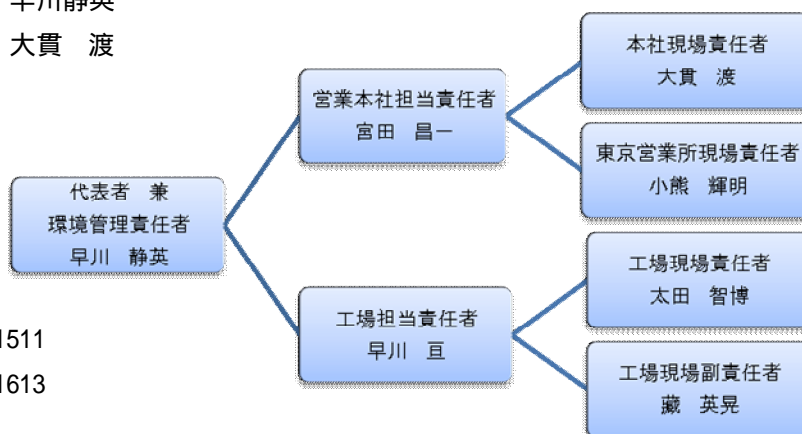
TEL 052-361-1511

FAX 052-361-1613

東京営業所

TEL 03-5675-3621

FAX 03-5675-3620



株式会社設立 昭和 23 年 11 月

事業内容

計量器の設計・開発・製造及び販売。

はかりの修理・検査・証明事業。

生ごみ処理機・微生物剤の販売。

事業規模

製品出荷額 3 億 8206 万円 (平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日)

従業員数 24 人

事業所床面積 875 m²

環境目標とその実績

環境目標

	2008 年実績 (基準値)	2009 年目標	2010 年目標	2011 年目標
二酸化炭素 排出量	73,935kg-CO ₂	- 3% (71,716 kg-CO ₂)	- 4.5% (70,607kg-CO ₂)	- 6% (69,498 kg-CO ₂)
電気使用量	59,824kWh	- 3% (58,029kWh)	- 4.5% (57,131kWh)	- 6% (56,234kWh)
車両燃費	11.16km/L	+ 0.5km/L (11.66km/L)	+0.75km/L (11.91km/L)	+1km/L (12.16km/L)
水使用量	481 m ³	- 1% (476 m ³)	- 2% (471 m ³)	- 3% (466 m ³)
廃棄物排出量	22.49t	- 3% (21.81t)	- 4.5% (21.47t)	- 6% (21.14t)
コピー用紙 購入量	100,000 枚	- 5% (95,000 枚)	- 7.5% (925,000 枚)	- 10% (90,000 枚)

環境への取組の実績 (2009 年 4 月 ~ 2010 年 3 月)

	2009 年 目標	09/02 ~ 09/03 月度	09/04 ~ 10/03 月度	達成比	評価
二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	71,716	11,743 年換算 70,458 (-1.75%)	61,379	-14.41%	
電気使用量 (kWh)	58,028	8,580 年換算 51,480 (-11.28%)	44,698	-22.97%	
車両燃費 (km/L)	11.66	10.70 (-8.23%) ×	9.71	-16.72%	×
水使用量 (m ³)	476	52 年換算 312 (-34.45%)	299	-37.18%	
廃棄物排出量 (t)	21.8	4.499 年換算 26.994 (+19.24%) ×	12.6064	-42.17%	
コピー用紙購入量 (枚)	95000	21,360 年換算 128,160 (+34.9%) ×	106,600	+12.21%	×

主要な環境活動計画の内容

(1)二酸化炭素排出量	具体的取組
節電（エアコン）	空調温度を徹底（冷 28 ・ 暖 20 ）
	湿度の高い時はドライ機能を活用
	温度調節は、衣服の脱着・窓の開閉で
	フィルターをこまめに掃除（目安は月 2 回）
節電（その他）	電化製品は、未使用時はプラグを抜く
	しばらく席を離れるときはパソコンをスタンバイにする
	便座のふたを閉める
自動車	冷蔵庫に保冷カーテンを付ける
	運転中に目につきやすい所に、エコドライブの項目を記載したステッカーを貼る
	車両ごとに、走行距離と給油量を記録し、ファイル管理する
	営業車ごとに管理者を決め、走行距離を目安に車両点検を徹底する

(2)廃棄物排出量	具体的取組
リサイクル	廃棄物の適正な分別を行う
	段ボールや裏紙利用が終わった OA 用紙は近所の製紙会社に持ち込んでリサイクル
	プロジェクターを導入して、会議資料としてのコピー用紙使用量を削減する

(3)水使用量	具体的取組
節水	蛇口に節水コマを取り付ける

(4)その他の取組	具体的取組
グリーン購入	印刷物等の紙類について再生紙等を利用
	間伐材等を利用した製品を購入する

環境活動の取組結果の評価（2009年4月～2010年3月）

1、二酸化炭素排出量

目標	実績	結果
71,716 kg-CO2	61,379 kg-CO2	- 10,337 kg-CO2

目標達成（-14.41%）

(1)化石燃料(灯油・軽油・ガソリン)...目標値：実績（kg-CO2）= 637,447：721,594

昨年実績よりさらにガソリンの使用量は増加している。また燃費調査の結果、営業車の燃費の低下も見られることから、エコドライブの徹底がされていない点が原因とみられる。

(2)電力 ...目標値：実績（kg-CO2）= 58029.28：439381.34

目標達成。今期より開始した最終退出者チェック表による消灯確認の効果が出てきたと思われる。引き続き、電力の削減に努めたい。

2、営業車燃費

目標	実績	結果
11.66 km/	9.71 km/	- 16.72%

目標未達成。

昨年実績より燃費の悪化が見られる。燃費チェックによる自己確認が反映されていない事が原因と思われる。

3、水使用量

目標	実績	結果
476 m ³	299 m ³	- 37.1%

目標達成。

目標値設定年の使用量が大きかったため目標達成出来たが、使用量は取組期間とさほど変化はない。

4、廃棄物排出量

目標	実績	結果
21.8t	12.60t	- 42.17%

目標達成。

目標値設定年の使用量が大きかったため目標達成出来たが、使用量は取組期間とさほど変化はない。

5、コピー用紙購入量

目標	実績	結果
95,000 枚	106,600 枚	+12.21%

目標未達成。

主な原因として、景気向上による見積、取扱説明書の増加。ISO9001 活動による発行文書の増加が挙げられる。品質会議や、開発会議等で発生する紙原稿の削減は行っているが、現状微々たる削減にしかなっていない。

6、代表者による指示事項

今後は、環境活動計画の具体的な取組に以下の項目を加える。

(1)工場節電対策

内部監査の継続的实施。

消灯確認の継続的实施。

設備・機器の待機時の電源オフ。

コンプレッサーの稼働は必要時のみとする。

エアコン運転時間を休憩時間に限定する。

工場の月間電力量を公表（月別に節電責任者を決めて取り組む）。

(2)事務所節電対策

内部監査の継続的实施。

消灯確認の継続的实施。

ノーネクタイ・エアコン 27 活動。

扇風機の導入。

終業時マルチタップを切る。

LED 蛍光灯の導入検討。

(3)エコドライブ

各営業車の担当者は、毎月の燃費が各車の基準燃費を上回るよう目指す。

夏、しばらく屋外に駐車してあって車内温度が高くなっている場合には、最初からエアコンを使うのではなく、まず窓を開いて 100 メートルほど走って車内空気を喚起してから、エアコンに切り替える。

3 ヶ月毎に燃費実績を公表し、意識改革を促す。

(4)紙資源の削減

ISO 文書・記録の電子データ化。

日報の電子データ化。

裏紙使用の徹底。

(5)廃棄物排出の削減

梱包用パレットの流用。

分別ゴミの徹底。

(6)グリーン購入

グリーン購入品を選定し、指定品の購入を義務付ける。

環境関連法規等への違反、訴訟等の有無

法令等の名称	該当条項	要求事項	当社対応状況	確認日
騒音規制法	第 6 条	特定施設（施行令別表第 1）の届出 定格出力 3.75kW 以上。	切断機の定格出力が 2.8kW なので非該当 空気圧縮機の定格出力が 1.5kW なので非該当	2010/4/14
消防法	第 31 条の 4	消防用設備等の点検と報告	消防用設備の定期点検	2010/4/14
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 15 条	保管基準の遵守（表示、衛生管理等）	中間処理業者への委託 廃棄場の看板設置 マニフェストの届出済	2010/4/14
計量法（本来業務）			法令の厳守	2010/4/14
振動規制法	第 6 条	特定施設（施行令別表第 1）の届出	切断機の設置届け	2010/4/14
下水道法	第 12 条	除害施設の設置 1 日 50 m ³ 以上の使用	洗浄施設およびダイオキシン類排出施設を設置していないため非該当 1 日 1.5 m ³ 程度のため非該当	2010/4/14
省エネ法	第 12 条の 2	原油換算 1500KL	原油換算 34KL のため 非該当	2010/4/14

これらの法規を調査した結果、違反はなく、
また行政機関からの指導や周辺住民からの苦情は過去 3 年間なかった。

以上